

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症についての登校届

児童・生徒がインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、必ず学校へ電話連絡してください。

また、医療機関の指示等をもとに、この届出書に保護者が記入して、お子様に持たせていただき、学校へ提出することで、登校できます。

なお、厚生労働省が認可した抗原定性検査キット（研究用不可）の結果に基づいて、裏面の表を記入することも可とします。

愛川町立 _____ 学校 _____ 年 _____ 組 _____ 児童・生徒氏名 _____

保 護 者 氏 名 _____

- ☐ 受診した医療機関名 (_____) ☐ 自宅での検査キット(研究用不可)
- 医師または検査キットによる診断名 ☐ インフルエンザ・☐ 新型コロナウイルス感染症
- 受診日または検査日 _____ 月 _____ 日 (_____ 曜日)
- 発症日 _____ 月 _____ 日 (_____ 曜日)
- 解熱日・軽快日 _____ 月 _____ 日 (_____ 曜日)

●インフルエンザの場合

登校が可能となる日：次の①と②の両方を満たした後、登校可能となります。

① 発症した日（急な発熱など）を0日と数えて、5日を経過

② 解熱（熱が下がったこと）後2日を経過

※発症とは病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（発熱など）が始まった日で、その日を0日と数えます。

★新型コロナウイルス感染症

登校が可能となる日：次の①と②の両方を満たした後、登校可能となります。

① 発症した日（急な発熱など）を0日と数えて、5日を経過

② 軽快（熱が下がったことなど）後1日を経過

※発症とは病院を受診した日ではなく、新型コロナウイルス感染症の症状（発熱や咽頭痛等）などが始まった日で、その日を0日と数えます。

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用が推奨されております。

※無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とすること

【裏面で登校可能日を確認してください】
(愛川町教育委員会 教育総務課 [TEL:046-285-2111](tel:046-285-2111))

●インフルエンザ

日付を記入してください

インフルエンザ出席停止期間表

日付記入→	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	発 症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
発症後 1日目に解熱	発熱	★解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後4日	発症後5日	登校可		
発症後 2日目に解熱	発熱	発熱	★解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後5日	登校可		
発症後 3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	★解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可		
発症後 4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	★解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可	
発症後 5日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	★解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可

※その後は解熱した日によって出席停止が順次、延期されていきます（出席停止期間）

★新型コロナウイルス感染症

日付を記入してください

新型コロナウイルス出席停止期間表

日付記入→	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	発 症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
発症後 1日目に解熱	発症	★軽快	軽快後1日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	登校可	
発症後 2日目に解熱	発症	発症	★軽快	軽快後1日	発症後4日	発症後5日	登校可	
発症後 3日目に解熱	発症	発症	発症	★軽快	軽快後1日	発症後5日	登校可	
発症後 4日目に解熱	発症	発症	発症	発症	★軽快	軽快後1日	登校可	
発症後 5日目に解熱	発症	発症	発症	発症	発症	★軽快	解熱後1日	登校可

※その後は軽快した日によって出席停止が順次、延期されていきます（出席停止期間）

※「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと。

※「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること。